

長野県工業技術総合センター食品技術部門試作加工室及び
しあわせ信州食品開発センターテイスティング棟使用申込要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長野県工業技術総合センター食品技術部門試作加工室（以下「試作加工室」という。）及びしあわせ信州食品開発センターテイスティング棟（以下「テイスティング棟」という。）について、行政財産目的外使用許可事務取扱要領（「行政財産目的外使用許可事務取扱について」（昭和52年3月25日 51管第185号 財産管理者あて総務部長通知））に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる施設の名称及び面積)

第2条 使用できる施設は、次のとおりとする。

- (1) 試作加工室 57.70 m²
- (2) テイスティング棟
 - ① 試食スペース 21.68 m²
 - ② オープンキッチン 21.77 m²
 - ③ テイスティングルーム 70.25 m²
 - ④ 評価準備室 22.00 m²

(使用目的)

第3条 承諾のできる使用目的は、次のとおりとする。

- (1) 食品に係る新技術及び新製品の開発並びに技術力の向上に資する事業の用に供する場合
- (2) 食品の試作、調理及び評価に関する事業の用に供する場合
- (3) 市場調査等食のマーケティングに関する事業の用に供する場合

(使用日及び使用期間)

第4条 使用できる日は、月曜日から金曜日までとする。

ただし、長野県の休日を定める条例第1条で規定する日は除く。

なお、工業技術総合センター所長（以下、「所長」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 同一の施設を連続して使用できる期間は、原則として最大5日間とする。また、1か月に使用できるのは、原則として5日間までとする。

(使用時間)

第5条 使用できる時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、所長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

なお、午後5時15分までに終了しない場合は、事前に職員に連絡し、指示を受けること。

(使用等の申込み)

第6条 使用者は、電話又は来所により、使用したい施設の空き状況を確認の上、使用したい日時及び施設並びに使用目的等を申し出て、口頭で所長の承諾を受けるものとする。

また、申し出後、すみやかに「施設使用申込書(別紙様式1)」を提出するものとする。

なお、使用申込みは、原則として、使用日の2か月前に当たる日の属する月の初日から使用日の15日前までに行うものとする。

ただし、月の初日が土曜日、日曜日あるいは休日の場合は、翌開所日とする。

2 所長は、施設使用申込書の提出があったときは、その使用申込みを承諾しない場合を除いて「施設使用確認書(別紙様式2)」を当該使用者に交付するものとする。

3 使用者が使用の承諾を受けた後、使用申込みを取り下げ、又は申し込んだ事項を変更しようとするときは、事前に電話又は来所により申し出て、変更の場合にあっては口頭で所長の承諾を受けるものとする。

また、申し出た後、すみやかに「施設使用申込(変更・取下)申出書(別紙様式3)」を提出するものとする。

4 所長は、前項の承諾をする場合において、管理上必要があると認めるときは、使用にあたっての条件を付すことができる。

(使用の制限)

第7条 所長は、使用者からの申込みが、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を承諾しないものとする。

- (1) 食品が、関係法令や条例等の基準に違反するおそれがあるとき。
- (2) 食品が、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 使用が、施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があるとき。

(遵守事項)

第8条 使用者は、承諾された目的以外の目的に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

2 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱す行為をしないこと。
- (2) 施設内の物品を破損しないこと。
- (3) 施設、設備等の原形及び配置を職員の指示なく変更しないこと。
- (4) 施設内の機器の使用については、別に定める工業技術総合センター機械器具貸付要領によること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、所長が別に指示すること。

(承諾の取消し等)

第9条 所長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、使用の承諾を取り消し、若しくは使用を停止し、又は使用の条件を変更することができる。

- (1) この要領に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為により使用の承諾を受けたとき。
 - (3) 災害その他やむを得ない理由により工業技術総合センター（以下、「センター」という。）が使用する緊急の必要が生じたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、管理上支障があるとき。
- 2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、センターは、その責めを負わない。

（使用料）

第 10 条 使用料の額は、別表 1 に掲げる額とする。

- 2 使用料は、使用を承諾したときに納入通知書により徴収する。ただし、使用日が翌年度にわたる等、特別な場合にあつては、所長の指示するところにより納付するものとする。

なお、使用料は所長が発行する納入通知書により、その指定された納入期限までに納付するものとする。

（原状回復の義務）

第 11 条 使用者は、施設の使用を終了したとき又は第 9 条第 1 項の規定により使用の承諾を取り消され、若しくは停止されたときは、すみやかに当該施設を原状に回復しなければならない。

（施設・設備損傷に対する賠償）

第 12 条 施設使用にあたり、使用者の不注意により施設及び設備を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、施設及び設備の通常使用等不可抗力によるものと所長が認める場合はこの限りでない。

（事故及び災害発生時の責任）

第 13 条 施設及び設備の使用中に使用者の責に起因して発生した事故及び災害については、使用者において全責任を負うものとする。

（製造物責任）

第 14 条 施設の使用に係る製造物に起因する危害の発生に関する責任（製造物責任）は、使用者がこれをすべて負い、センターはいかなる責任も負わないものとする。

（営業許可の申請・取得）

第 15 条 試作加工室において、試験販売を目的に食品を製造する場合は食品衛生法及び食品衛生法に関する条例の規定により、使用者が長野市保健所長の営業許可を申請・取得するものとする。

（その他）

第 16 条 この要項に定めるもののほか、施設・設備使用に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。